

座談会

環境行政を語る

白石幸生
前北九州市公害対策局長

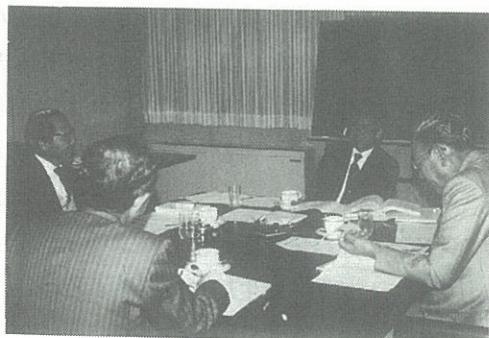
古賀孝輔
前福岡県環境整備局公害課長

高橋安人
前長崎県環境部理事公害規制課長

●ききて
白石直典
(財)九州環境管理協会技術部長

〈公害・環境行政の始まり〉

白石(直) 本日は諸先生方には大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございました。つきましては、長年、環境公害行政に携わられまして大変ご立派な業績をあげられました皆様から、環境行政を大いに語っていただきたいと考えましてこの会を企画した次第であります。よろしくお願ひします。顧みますと、昭和30年代に入りまして、わが国では重化学工業が飛躍的な発展をしましたが、同時に公害のタネもばらまかれたといえます。その結果、40年代の前半までにかけましてこれらがすべて顕在化しました。行政の方も昭和42年に公害対策基本法が公布されるなど、強化されきました。こうして当初激しかった公害が鎮静化てきて、今後は質的な変化を迎えるとしているような気がしております。本日は、このような激動的な歴史をご体験なさった皆様方に、過去の大切な記録を残すと同時に、今後の展望を大いに語っていただければと考えております。公害行政の始まりと、諸先生方の公害に対する係りということからお話しいただければと思います。白石先生からお願ひいたします。



白石 北九州には、鉄鋼、化学、窯業、電力というような大企業が立地しておりまして、戦前から大気汚染や、水質汚濁の大発生源でした。とくに戦後昭和30年代に入りましたからは、各所で大気汚染、水質汚濁が激しくなってきました。八幡市内城山地区の降下煤じん問題が起こり、戸畠の石炭火力発電所からの降じん問題や、化学工場から



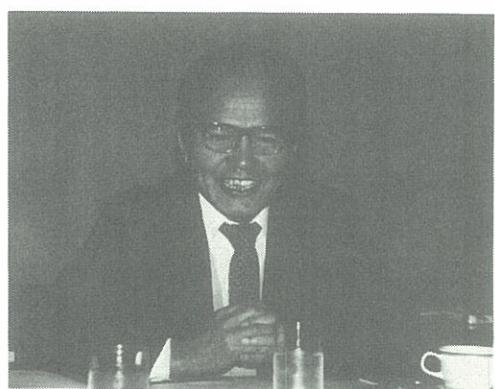
北九州市（昭和30年代）

の煤煙の問題に対しては、地元婦人会が立ち上がって公害反対運動を始めました。特筆すべきは、30年の4月に福岡県の公害防止条例ができたことで、行政の横の連絡というものが次第に整い、そして北九州5市が合併したわけです。余談ですけれども5市バラバラであったら、大気汚染防止対策にしろ水質汚濁対策にしろ、今みたいにうまくいってなかつたんではないかと思います。それからもう1つは、県の強力なバックアップのもとに、特に県の方では大気汚染防止のための行政と企業、その他の連絡協議会を作りまして、古賀さんもおられますからよくご承知のとおり、行政、企業、学識経験者の連絡協議会も作られました。北九州市でも最初に衛生局に公害係4名という体制でスタートしたのが、すぐに課になり

部になり局になり、次々に強化されましたし、一方では衛生研究所も発足し、49年からは環境衛生研究所へと、拡充強化されました。私が公害にタッチしたのは昭和45年からですが、当時大気汚染常時監視のテレビ装置が稼動を始め、企業に対する同時通報装置や逆転層の観測装置もできました。「公害対策元年」とも言うべきこの頃から、公害行政が本格的になりました。とくに県やまた、国にもお願いをして、北九州市に限っては市長権限でスマッグ警報が出来るようになりました。この警報の発令作業のために朝から職場全体が騒然となり、非常に緊迫したものです。このように市、県、それから一部では通産の協力もあり、企業側との連携をとつて今まで対策を進めてきたというような状況です。

白石(直) それでは、次に古賀さんお願いします。

古賀 私は福岡県に奉職したのが、昭和24年の5月です。10ヶ月ほど保健所を回りまして環境衛生監視業務というのに従事して、25年3月31日に県衛生部の当時の予防課に配属になりました。25年の8月、お盆の最中でしたが、苅田町に日豊化学という工場があって、これは食塩水の電解をやってい



古賀孝輔

た工場ですが、そのアスベスト隔膜が破損して塩素ガスが漏洩するという問題が起きました。当時公害という概念は全くありませんでしたから、その措置に苦心しましたが、ともかく県衛生研究所の技術陣を全部動員して、対策を講じました。私にとってこれが今でいう公害のことはじめでした。以来、私はずっと昭和58年3月31日まで、丸々33年間環境公害行政に携わることになりますが、きっかけはこの塩素ガスがことはじめです。どうにかその処置が終わり、詳細にレポートをまとめて、それを上司にあげたんですけども、どうしたわけかそのレポートがどこかへ消えてしまっている事が分かりました。おそらく衛生部長はご覧になってなかったんではないか。それに私は非常に憤慨しました。私がこういう意気に燃えている最中に、先ほど白石先生もふれられました九電の戸畠、小倉の石炭火力発電所の降灰問題が起り、若松、戸畠、小倉の3市長の連名で、知事に対し陳情書が出てまいりました。早速、私がそれを扱って集塵装置の整備、場内整備等について行政指導をしましたが、それがまだ始末のつかない矢先に今度は、若松にあるカーボンブラック工場のカーボン塵の問題が起きたり、あるいは筑豊地方では、豆炭の工場が散在していましたが、これの排ガスがまさに筑豊一帯を埋めつくした。それから大牟田地域の化学工場の大気汚染だとか、水質汚濁問題などが、昭和25年の8月から12月の僅かの間に矢継ぎ早に多発してきました。私はこういう問題については過去にも発生したことがあるだろうし、そのときの資料がありはしないかと思い、一生懸命県の

書庫を探してみましたけれども、全然事績がないんですね。当時、福岡大学法学部の教授をされていた先生も非常に興味をもたれて、私と一緒に探していただいたこともありますが、結局探しだしたのは、昭和5年に八幡製鉄の煙について県議会で議論があったという事実が県議会誌の中にのっているだけでした。そういうことですから、福岡県での公害行政の始まりは、私は、少なくとも昭和25年にさかのぼることができるのではないかと思います。その後、法律制度では、途中経過を省略しますが、昭和30年以降逐時整備され、特に45年には、公害対策基本法、水質汚濁防止法等14の環境公害関係法律が制定または改正されました。一方、県の行政組織では、これと呼応した形で、38年環境衛生課に公害係を配置、43年9月衛生部に公害課新設、46年8月衛生部に環境整備局新設、48年8月県衛生公害センター開設というように、行政体制の組織拡充がはかられ、今日に及んでいます。

白石(直) そうですか。それでは高橋さんどうぞ。

高橋 私は、長崎県に入ったのが昭和29年です。



高橋安人

39年に保健所の食品衛生係長として行くまでは病院にいまして、こういう環境問題にはタッチていませんでした。もともと長崎県の産業は、造船、石炭、水産の3本の柱で成り立っていました。造船は無公害ではないことがその後で分かったんですけれど、当時は、造船工業というのは無公害企業であると言われていました。国営の造船所から三菱に引き継がれた長崎造船所やSSK等がその好例です。次に対馬の厳原町にある鉱山の鉱山排水による農作物被害が問題化し、議会に請願が出たりして九大の青峰先生に調査を依頼したのが昭和27年です。これが長崎県の公害の起りだらうということです。次に非常に息の長い環境問題として長崎大干拓があります。今は諫早湾防災総合干拓と称しています。これは、農林省の事業ですけど、昭和28年に知事が提唱して大干拓事業の調査を始めようとしたのですが、その前にもう1つ有明大干拓構想というのがあって、島原半島から熊本県の長洲辺をしきって有明海を全部干陸化しようという雄大な構想でした。これは九州の知事会でも農林省に働きかけをした事実があります。それをかなり小さくしたのが長崎大干拓です。これは食料増産のために農地を作ろうというのが目的だったわけです。しかし現在かなり規模と内容を縮少して、今、大詰めの段階にきています。この事業については、オランダのヤンセン教授が昭和29年に農林省の招きでおいでになり、たいへん立派な構想であると言われたそうです。40年にはわが国の干拓のために貢献されたということで勲章をさし上げ、その時に長崎に来られました。さて、県の公害対

策としては、関係の条例を作ったのは、昭和33年の騒音防止条例の制度です。それから公共用水質の保全に関する法律で、長崎湾と大村湾が指定水域となり、調査を36年頃にやっています。それから43年に、学会で対馬にもイタイイタイ病があるというようなセンセーショナルな発表がありました。一方、長崎県は、原爆、原子力潜水艦、原子力船といったものに縁が深いんですが、40年には、原子力潜水艦のシードラゴン号が佐世保に初めて入港しました。それから16年に諫早で操業を始めた硬質クロムメッキ工場からの排液の地下浸透による水道水源への汚染問題が25年位経った42年に現われましたが、これは長崎県でも公害対策を推進するうえで1つのきっかけになりました。43年に県の衛生部の中に公害対策室が設置され、公害防止条例が45年に制定され、この年に公害課の設置、47年に環境保全局ができて4課、49年に環境部、その後、緑化推進課というのを設置して5課でやっていましたが、最近、一課を統合し、4課で環境部という形で環境行政が進められています。

白石(直) 先ほどおっしゃいました大干拓事業が、こんなに早くから計画があったということを初めて知りましたが、そもそもの当初、県が独自で計画したのですか。

高橋 事業主体は農林省です。しかし県は農林省にお願いをするだけではいかんということで、部長クラスの理事をおきまして室を設けています。いろいろ変遷はありましたが、県独自でも調査をやっております。

白石(直) それにオランダからヤンセン教授が視察に来たということは、長崎という土

地柄からみても、日本の近代化がオランダからとある程度言える関係の国から、何か縁が深いような感じがしましたね。

それから、白石先生のお話の北九州5市の大気汚染防止対策委員会ですか、これができるまでは、いわゆる各市がそれぞれの立場で扱っていたんですか。

白石 そうですね。各市別々ですけど、実際はそれほど見るべきものがなくて、八幡で



白石幸生

は煤煙監視員が、バイクに乗って各工場の煙を見て回り、リングルマンチャートでチェックすることが行われておりましたけどね。全部の市でやったわけではないですね。

白石(直) それではとくに苦心された事例ですね。寝食を忘れたぐらいの思い出と言いますか。この辺について古賀さんどうぞ。

古賀 先きほど話しました昭和25年から各地で急速に顕在化してきた公害問題を契機として、各種住民団体から公害防止条例を作れという陳情書、建議書がたくさん出てきたんです。しかしその反面、経営者協会等からは時期尚早であるという反対の陳情もあって、賛否両論相半ばする時代でもありました。このようなかで、私自身法律の専門家でもありませんし、また、行政経験も浅い

ので大変苦労しました。少しきざな言い方ですが「人生意気に感じては…」という意気込みもありましたから、私なりに昭和28年から30年まで8案にわたって公害防止条例というものを起案しました。議会の中でも相当の時間を費やして、ご議論をいただいて、30年の4月に成立しました。これをよりどころとして、以後の公害苦情に対しても、かなりの成果を納めることができたんです。こういう問題は福岡県のみに限らず、当時は全国的に波及していました。福岡県の公害防止条例というのは、大阪、東京、神奈川に次いで4番目に制定されましたが、これは一つの山でした。

〈環境行政の推移〉

白石(直) 次に白石先生、59年11月に行われました大気汚染学会でご発表された中で、北九州特殊気象情報、いわゆる北九州方式ということがございますが、これについて紹介して下さい。

白石 大気汚染対策として私どもが苦労したのはSO₂対策で、緊急時対策としてのいわゆる警報発令です。条例で注意報制度を作るというところまではどこでもやられていますが、それだけではなく警報基準の0.2 ppmになってから注意報、警報を出すのではなくて、その前に何とか下げられないかということで、逆転層ができて風が非常に弱い時点でカットをかけること。これが当時の北九州市の緊急時対策の主力でした。そういうことで、特殊気象情報という制度を作ったのですが、これは全国的に例がないものですから。逆転層といつてもどの程度のものを逆転層とするのか。風が弱いといっ

てもどの程度か。それとどの辺の濃度からカットをかけるのか。夜中の2時、3時頃に、当監視担当部長だった私のところに今からカットをかけるかどうするかという電話が頻々とかかってくる。もう1時間様子をみるかということで、また1時間おく、企業に対して、そう無茶な過剰規制をやるわけにもいかないし非常に苦労しました。それともうひとつは、日中、特定の局が疾風汚染的に高濃度になった時に、風上の特定の工場群に法律、条例によらずにカットを要請することを頻々とやったということです。要するにその頃は、とにかく0.2ppmに上げるなどということで行政もやったし、企業側も非常に協力をしてくれたこと。その辺が北九州方式といえましょうか。

白石(直) 北九州市の場合に、緑の都市賞ですか、総理大臣賞。あれは何年でしたか。またどういう内容ですか。



白石直典

白石 あれは57年でした。産業公害が落ちついて、都市生活型公害へ、更に環境保全へといく中で、環境浄化の一環として緑を増やそうということで、“グリーン北九州プラン”ができました。まず、木を100万本植えようということでスタートしたものが

現在140万本ぐらいまでになっています。総合的な都市緑化事業に対して、都市緑化協会の方から賞をいただいたということなんですね。

白石(直) そうですか。次にアセスメントの思想を取り入れていったというようなことについて、長崎県の方では高橋さんいかがですか。

高橋 本格的な環境アセスメントが最初に行われたのは、49年から50年にかけて松島火力発電所の立地に伴う環境アセスメントです。これは、数億円の経費をかけた本格的なものでした。これは電源開発(株)によって事前の検討、協議というのも十分やっていただきました。その結果、現在でもまだ、わが国最大の石炭専焼火力発電所ですが、環境問題を始めあらゆる面で非常にうまくいっています。その頃から知事を先頭に県をあげて何とか企業誘致をしたい、だからといって環境問題はある程度目をつぶれということは全くありませんでした。私が通算15年(その中課長を9年)やりました間、そのような意味での天の声がかかってきたことはありませんでした。環境問題をクリアしなければ、企業の誘致はできないという考えが徹底していたということでしょう。そういうことで、55年の7月に環境影響評価事務指導要綱というのを作っています。その中には、環境部長がとくに必要と認める事業というのは対象にしてよろしいというような項もあって、公害の事前防止には成果をあげています。

白石(直) 今のお話の中で、天がよく理解されているところを、お聞きしたんですけどもね。古賀さんの方ではいかがですか。

古賀 昭和47年に環境保全に関する条例と、この条例に基づき環境保全対策要綱いわゆる“環境アセスメント要綱”が制定されたんですけど、これは知事の天の声と言った方がいいかもしれません。当時は、ゴルフ場建設や宅地造成等が盛んに行われていて、乱開発防止の必要が急務の状態でしたからね。これから環境公害行政は、予見的、総合的施策の推進が重要なことは言うまでもないことですが、このことから考えると、他県に先んじて導入した環境アセスメントの実施は、まさに先見性のある“天の声”だったと言えましょう。

白石(直) そうですか。それでは、次に今お話を出てきましたアセスメント、あるいは企業誘致にまつわって、行政的にはいろんな対応と同時に指導もしなきゃいけない。ところが場合によっては裏に政治的なものが時には入るのではないかと思われがちですが、そういったことや、一方では例えば委員会など。委員会にならないにしても学者の個人的な意見が出て、これに対して行政側ではこういうふうに考えているけれどもというジレンマ、何かそういうことがありましたら、高橋さんいかがですか。

高橋 そうですね。国、学者、地元と、こう入り乱れてやったのが、対馬のカドミウム汚染の問題ですね。イタイイタイ病で有名な萩野先生と岡山大の小林教授が現地調査の結果、43年にいわゆる対馬イタイイタイ病があるんだという発表があったわけですが、49年の3月8日、これは非常に特異的な事件でしたが、公害隠し事件というのが発覚いたしました。43年に私どもが現地に入った頃は、地元と企業が非常に密着した

関係があって、企業の意向を無視して調査はできないという状態だったわけです。水を探るにしても検査のために米をもらうにしても、企業にも渡りをつけないと中に入つていけない状態だったんです。その43年頃からのいろいろな経過を当時の鉱山の幹部の職員が、克明に記録をとっていて、退職してからの、会社の処遇に不満があったのではないかと聞いていますが、新聞にこれを持ち込んだわけです。まず43年から河川水など採水した検体がかなりの量になるものですから、企業の事務所に一時預けている。封印まではしてなかったものですから、それにきれいな水で何分の一かうめる。それともう一つ、廃石を多量に河川の上流に投棄して、一時的に河川の水質が上流で非常に悪くなるわけですね。自然汚染があるんだと見せかけるなどの公害隠しが行われ、県も、鉱山保安監督局も一杯食わされたんですけども。ところが10年近く経つてからそのインチキが遂に発覚しましたね。これは、県も市も議会に調査委員会を作りますし、県の局長も衆議院と参議院の特別委員会に喚問されて大変だったんですよ。わが国の公害の歴史にはあまり例がないと思いますが、こういう問題がありました。

白石(直) そうですか。ひどいことがあったんですね。次に白石先生、北九州の場合は、降りん地帯ですから、複雑な問題が多くあったろうと思いますね。洞海湾なども我々の記憶に新しいところですが、この頃はきれいになりましたね。そのうまくいったプロセスを話して下さい。

白石 そうですね。先ほど、いい意味にも悪

い意味にも企業城下町というお話をしましたけどね。その中心になっているのが、新日鉄でして、発祥の地である北九州でイメージダウンするわけにはいかない。そういう意識が強くあったということですね。それで新日鉄が率先してやりましたが、行政側も新日鉄がやっているから、住友金属もやってくれ、三菱化成もというようになってきた。その辺で、企業の連帯感というのがかなりありました。やはり、強力なりーダーがいないとなかなかやれない。それと、行政側が市と県と通産と連合を組んでやっていた。一市で対応する、一県で対応するとなると、なかなか難しい点もあったと思います。そういう意味で行政側の連携と企業側の連携と両方がよくいったわけです。それに、一方では公害反対キャンペーンなど市民の世論に支えられたというところです。

白石(直) ところで北九州市は工場地帯が多いということに関連して、ばい煙の発生量ですね。これについて賦課金制度というのがありますね。あれは現在どのようになっていますか。

白石 当初、法の指定を受けた頃には北九州内の企業が納める汚染賦課金は、市内の公害病認定患者に支払われる金額の約3倍ぐらいになってたわけです。それで企業の方からは、おかしいじゃないかと、地元の公害病の方に企業がお金を出すのは分かるけども、3倍になるというと、そのあとの3分の2はどこにいっているのか。東京や大阪の患者を救うためにやっているのかと。それで非常にもめたわけですね。それで、年々賦課金の割合が下がってきて、現在はだ

いたい見合うような形になりつつあります。なお、市単独で被害者救済地域を設定していましたね。この費用も市内の企業が負担しているので二重になっています。北九州内のSO₂の実績排出量はピーク時の昭和42年、6400Nm³/Hぐらいだったのが最近では、310程度です。20分の1に下がっていますが、汚染賦課金というのは全国の必要経費を全国の発生量で割って計算しますから、単価はどんどん高くなるわけですね。だからあまり安くならないんですね。

白石(直) 以前、大阪あたりの話では、逆にあがっているように聞いたものですから。汚染のレベルは大きく下がってきているのに、賦課金の方は上がってきているので、これは一体どういうことなのかと。

白石 北九州と大阪とでは、同じ1Nm³出しても単価が違うわけです。全国的に見れば、患者にかかる費用の総額は年々増えていますから、全国的な汚染の量が減ってくれれば単価がアップするような形になります。そこへきて、そういう地域的な格差を是正してますから、二重にかかると、大阪あたりではそうでしょうね。

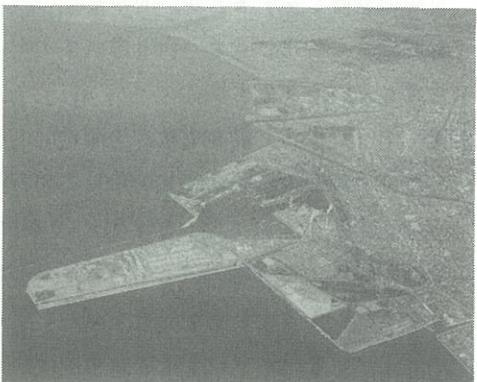
高橋 しかし、汚染地域の場合はいいんですが、問題は非汚染地域ですね。できた当時、最初は汚染地域と非汚染地域の割合はどうでしたかね。

古賀 9対1の割合で負担していたと思います。

高橋 しかし、非汚染地域の方が汚染地域の分よりも、つまり、非汚染地域は50%を上回らないということだったらしいんですが、最近は50%を上回っているんですね。長崎県で10億払ってるんですよ。払っているだ

けでどこへ行っているのかと言いたいわけです。

古賀 これについて、長期にわたって県議会でも議論があり、県としても国に対して改善方の陳情をしたことがあります。当時は汚染地域、非汚染地域、それから準汚染地域という3ランクぐらいの付加料率が決まっていたんです。しかしできるだけ実態に合わせようという考え方から、今は9ランクぐらいに細かく分けて、北九州市あるいは大牟田市といった所での賦課料率は、昔よりも下がっています。しかし、額はそう大して下がっていないようです。いずれにせよ、全国的にプールすると、健康被害救済に必要な経費の8割は固定発生源からのお金なんです。2割は自動車の重量税から充当された金です。



大牟田市全景

白石(直) そうですか。以前からこれに疑問を感じていてね。地域環境行政の現状の中でもうひとつ、同じ北九州なんですが、NOxの総量規制の問題については、非常にご努力、これは古賀さんもご同様だと思いますが。この辺に关心を持って私眺めていたんですが、裏話でもありましたら。

白石 まだ、その裏話をする時期に来てませ

んね(笑い)。これは昭和52年の環境濃度を基準にしてやることになりましたが、当時北九州の環境大気観測局16局の中で2局が新環境基準をオーバーしており、上位3局の平均が0.061ppmでした。そこで総量規制をやらなきゃいけないかということになり、調査地域に指定され、企業の将来計画も調べ、シミュレーションの実施などいろいろの調査、検討をやってきたわけです。市と県、国が連合でやったところ、昭和60年、65年を見通すとクリアする結果になったわけです。52年がオーバーしているのに、60年、65年がクリアするのはおかしいじゃないかという意見も出ました。その間に、今度は市内のセメント7工場が石炭切換をやる。そうなると、またNOxが増えるじゃないかと。それも勘定に入れてシミュレーションをやり直しても0.06ppmオーバーという形にならなかっただんですね。市の方としては、環境濃度が悪化しないように、企業に対する行政指導等、必要な手は打って行きますが、法に基づく総量規制については、しばらく環境濃度の推移を見守ろうということになったわけです。やめましたというわけではありません。

白石(直) 前向きではありませんからね。車への仕分けがポイントと思っていましたが。

白石 もし環境濃度が悪化すれば、県の方には法に基づく上乗せ権限がありますので対応できると思います。しかし現実に52年以降はずっとクリアしています。沿道と俗に言われる自動車排出ガス測定局もクリアしています。もっとも今年は一局オーバーしましたけどね。ただし、うちの自動車局というのは歩道敷に設置してあります。歩道敷に

まで環境基準を当てはめるのはおかしいのではないかと思うんですがね…。以前に通産・県・市合同で産業公害事前調査をやって、その結果昭和47年に市内54工場とSO_xに係る公害防止協定を結ぶ時に、各企業の全重合着地濃度とともにSO_x排出総量も規制しました。企業の方では、煙突を上げられるだけ上げてしまったわけです。それに、健康被害補償法との関連もてきてきて、SO_x排出量を大巾に減らさないといけないことになった。当時、北九州市民の使用していた都市ガスはすべて、新日鉄と三菱化成のコークス炉から出てたわけですが、それを両企業が全部ひきあげて自分のところで使うことになりました。また一方では、九電新小倉と共同火力と新日鉄が共同でLNGを年間210万tインドネシアから導入しました。だからSO_xが、大巾に下がったわけですね。そしてSO_xと一緒にNO_xも下がった。NO₂の環境濃度に対する固定発生源の寄与率は低く、また、排出量を更に下げることもむづかしいと考えられるので、年々増加する一方の自動車をどうするかというのが大きな問題です。今後の環境行政の難しい面ですね。

白石(直) ところで、北九州市の公害白書を、ここ10年みてみると、本当にこれが大工業地帯の都市の実態かと思うぐらい大気汚染濃度が低いんですね。船橋とか、千葉とかいう工業地帯のない所よりもむしろいいんです。その実態の一部を私はある所で話したんですけど、聞いておられる人たちも皆びっくりされました。北九州市は工場地帯で非常に悪いんだというような感じをもっておられるが、実はそうではなくて、富

士山頂の倍ぐらいの濃度ですよといったわけです。あまり問題ないという気がしますが。

白石 問題ないと言ってしまうとそれこそまた、問題なんんですけど、確かにいわゆる産業公害に対しては非常にうまくいったというのは事実ですね。

〈地域環境行政の現状と問題点〉

白石(直) それでは次の話題に入りたいと思います。現在多くの測定局があって、データもかなり蓄積されてきたし、環境自体もよくなってきたと考えてみると、従来の“点”に近い大まかな測定局を補う意味で、例えばNO_x、SO_xは、安価でかつ補間性のある簡易測定法で人の生活に密着した位置でのモニタリングをやるとか、あるいは測定局の見直しをするとか、何かそういう時期が来てるんじゃないかと思います。古賀さんいかがですか。

古賀 そうですね。現在大気汚染測定局1局当たりの年間維持費は約300万円～500万円ぐらいかかっているんじゃないでしょうか。ですから今後ただ単に監視をしているんだというだけでは、もう少し測定局数を減らしてもいいんじゃないかという経費面からの問題が生ずる可能性があります。水質についても同様ですが、要は監視測定結果がどのように行政施策に活用されるかが重要なことで、これら辺りが今後問われる環境行政の中の大きなポイントになると思います。減らすとなると、今までのデータが十分解析されたうえで、減らすに値するようなポイントであるかどうか。これは非常に大きな課題であろうという気がするんです。

白石(直) 大村湾は、長崎県では最も重要なところだと伺っていますが、いまの話と同様な意味でデータ的にはいかがですか。

高橋 そうですね。地理的には長崎県は二極構造になってますが、その真ん中に大村湾があるということですね。

白石 二極というと。

高橋 佐世保と長崎とですね。県北県南といふふうになってるんですが、ちょうどその間に大村湾があるということです。何しろ人口は増えていく、そのためには水質もだんだん悪くなつたということで、実のところかなり大きな荷物になっています。そしていつまで調査をしているのかという、住民からのつきあげもあります。こちらはなるだけ減らしたいんですけども。自動測定も考えましたが、お金も大変かかりますので結局は2局だけで止めざるを得ませんでした。大村湾対策が正念場にさしかかっているところで、今はやはり減らせないということでしょうね。最近は環境基準をゆるめるという声もあるようですが。それにしても測定点を減らすということになりますと大変なんです。長崎県は水質の基準点が多いんですよ。九州では一番多いと思いま



津水湾（大村湾最奥部）

す。240ぐらいありますか。それで、少し整理をしたいということで検討しています。大気のモニタリングについては、今42局あるんですが、松浦火力がスタートしましたね。これで、また10局ぐらい増やさないといけないので、財政窮屈の折柄、他の経費を削ってそっちに回さざるを得ない。しかし大気の測定局も少し時間をかけて減らしていくということを検討する必要があると思いますね。

白石(直) 分かりました。それでは環境行政というのを広域的に眺めた場合に、例えば九州全体とか何かそういうような、瀬戸内海のCODの総量規制にしても、あるいは何かのアセスメントをやるにしても必ず、県単位に小さく線引きをされて難しい場合がありますね。データの相互乗り入れとか、あるいは問題点があれば相互に検討するとか、広域的な面を必要とするような気がするんですが。古賀さんいかがですか。

古賀 ありますね。例えば早い話が福岡県と山口県は、一衣帯水の所ですから、双方の環境公害行政も当然調和が必要です。そういうことから、山口・福岡県間協議会というものをもって、あるひとつの開発行為があれば相互にその中身の説明、あるいはデータの交換といったようなこともやる。また有明海は長崎、佐賀、熊本、福岡の4県でとりましてますから、場合によっては広域的にデータの解析を行う必要があります。そもそも生産性の非常に高い海域であるから、水産業界からの眺め、環境保全からの眺め等、いろいろな見方があるわけです。それぞれ狭いエリアだけでものを考えると、有明海全域でものを考えると

行政施策の中で相当違ってくる。かつて福岡県で有明海科学者の会というのを提唱し、有明4県協議会として熊本県にそのとりまとめをお願いして、ずっと今継続してやっています。このように、それぞれの立場、垣根を越えて環境改善を進めていくという努力は、今後も引き続き行っていく必要があると思いますね。

白石(直) そうですか。次に私どもの協会では、RI関係の部門で原子力発電所の環境モニタリングをやっていますが、日頃感じていますのに原子力関係は非常にシビアに、極めて科学性が高いのに対して、一般環境の方はその面ではそれよりもかなりレベルが低いんではないか。ところが、今度は社会性という面でみると原子力の方は全く低く、一般環境の方は非常に高いと私は感じるのです。だから結局、その科学性と社会性というものとが、ハイブリッドな関係にないと環境行政がうまくいかないだろうと思いませんね。例えば北九州市では企業が非常に多いのですが、この企業と、一般社会と行政の3者が親密な形で行政が進んでいくことが望ましい。ある意味で企業との協調と言ったらしいかと思いますが、そういうところについては何かありませんか。

白石 行政と企業がうまくいくというのは、その都市の生い立ちでしょうね。ですから成り立ちの違うところでは、やはり難しいのではないか。それから、先日の大気汚染学会で、北九州での大気汚染対策の話をしましたが、後で出た批評として、あれが大阪でやれるかというと、大阪ではやれないのではないか。大阪でやれることは横浜でやれるかと、必ずしもそうではないだろう

と。環境問題というのは地域性というのがあると思う。例えば、産業公害から都市生活型公害へと広がってくる。行政はこれに対して何とかしなくちゃいかんと。学者先生のように、研究しておけばいいというわけじゃないですから、具体的に何か手をうたなきやいけない。そのうちかたがそれの生い立ちによって違ってくるのではないか。だから、企業と親密にやってうまくいく都市もあれば、中小企業ばかりごちゃごちゃとあって、親密といったってなかなかそうもいかないというところと、いろいろだろうと思いますね。

古賀 今お話を聞いていて、昭和38年当時のことが浮かんできたんです。丁度、いわゆる「ばい煙規制法」が制定された翌年でしたが、福岡で大気汚染学会をひき受けた時のことです。北大の医学部長をしてらした安倍先生等が福岡に初めてみえられました。福岡の時から環境公害行政というのは自然科学者だけでなく、社会学の方にも入っていただきました。特別講演の中で私の耳に残っているのは、法律を作るまではかなりがたがたするが、法律ができたら、静かになってしまいます。今、議論されているような公害問題というのは、少なくとも民法を活用すれば、かなり対処できるものがあるのではないかと。それから、これは安倍先生のご発言を、私は座右の銘にしていますが、少なくとも公害環境行政に携わっている人はプロでないといけない。プロとして何をなすべきかということです。それから、これも安倍先生の考え方方が私にのりうつったみたいなものですが、例えば法律ができる規制をされると県が来てあるいは市が来て

やかましく言う。だから、処理施設をつくるなきやならないと。このような考え方方が企業経営者にある間は日本の公害対策、環境行政というのは、一歩前進したことになるが、その実、二歩後退しているかもしれない。法律があるから規制基準を守らなきやいけないからということではなくて、処理施設を設置して、きちんと運転してこそ初めてその設備は完全な生産設備であるという考え方には企業経営者はなってもらわないと、本当の意味の公害対策、環境行政はできないんだという意味のご意見でした。その当時は私共に対するお叱りの言葉だなという気がありました。以来私は、そういう考え方をもって行政指導をやってきました。

〈環境行政における教育と今後の課題〉

白石(直) それでは次に職員の環境行政に対応していく上での教育につきまして、各県にはそれぞれ行政担当部門と公害センターがありますが、要するに、環境に対する基本的なものはやはり教育にあろうと思うんですね。その辺り高橋さんいかがですか。

高橋 ご存じのように今、35才ぐらいになる人がたくさん採用された時期がありましたね。将来この人たちがどうなるのか、例えば研究所の場合、採用して半年で研究員になるわけですね。これは、ちょっと研究員の大安売りじゃないかと。まあ、ともかく、ルーチンワークはいわゆる普通の技術員でいいんじゃないかと私は思うんです。長崎県でも衛生研究所時代から研究費というのがあるけれども非常に小さい額ですね。10数万くらいのがいくつかあって、それを各

課に1つづつくらい分けるとかですね。これではとてもまとま研究はでき難い。で、私どもは各県からもいろいろ意見を聞いたりして、かなり委託事業を貪欲にとり込んでそれを職員の勉強の材料としても活用している。足りない分は少し県費を継ぎ足す。ただ、水の方はどうしてもルーチンワークが多いのですが、しかし、ルーチンワークでもそのデータから、いろんな研究的なまとめ方もあるんではないかと。ところが現在試験研究機関の職員の削減がうち出されていて、そうした中で、地域的な基礎的な研究といいますか、そういうものができるような人の確保がうまくいくのかですね。次に人事の交流ですね。研究所と本課との交流は非常に有効ですが、他の部局との交流は難しいですね。また生活型公害に対しては市町村が密接してますから、市町村の職員を何とか教育しようということで、実は昨年度から予算化してやっています。

白石(直) 具体的にはどういうことですか。

高橋 町村の担当職員は、ほとんどが事務職で、異動もあるし、住民からの苦情の処理に手を焼いているという実態があります。そこで本年度は、騒音に対する基礎知識、悪臭防止指導要綱（三点比較式臭袋法を採用）等を中心に、地域別に実習をとり込んだ研修会を行いました。また、環境の教育は子供の時からやろうということで、昭和53年から生物による河川の水質判定調査を高校の生徒に頼んで実施しています。だんだん増えて、今10校でやっています。環境週間の行事でやったのを共同通信が取材して全国で流したものですから有名になったんです。この行事は中学生以上を対象にしてい

ますが、小学校の子供まで来るんですよ。そうすると、お母さんがついてくる、子供をそっちのけにしてお母さんが興味をもつ、親子で勉強ということですね。確かに水生昆虫というのは目に見えるから非常に興味を示す。それから朝顔ですね。環境週間に朝顔の鉢植を1000個作って配るんです。オキシダント被害を通じて大気汚染に関心をもってもらおうということです。教育は100年単位で考えなければといわれていますが、手近かなところから少しづつでも手をつけるのが行政の責任ではないでしょうか。

白石(直) 高橋さんはスウェーデンに行かれただそうですが、あちらの住民意識の事情について何か。

高橋 一昨年、北欧からイタリアまで湖沼環境視察団で行ったんですけどね。最初にスウェーデンの環境保護庁に行って、住民の教育に対してどういう対応をしておられるのかと質問したところ、我々は住民の側から、湖の魚がいなくなるとか、景観が損われるとか、そういうことで地方の議員をつきあげる。そうすると、その地方の議員が自治体を、自治体は環境保護庁、国をつきあげる、そういうことなので、直接に教育を考える必要はない。それからノルウェー、スイスにも行きましたけど、もうそういう質問はすまいと思ったわけです。

白石(直) 白石先生は現在環境衛生研究所の所長をされていますが、北九州市の方はその辺りはいかがですか。

白石 そういう高尚な話というのは何ですが、今言われた職員の教育の話というのは、私がいる所は研究所なものですから、1年間のうちで派遣、研修に次々と出したり、自

費で外国に留学する者もいますし、いろいろやっています。ところで今は産業公害から都市生活型公害へと広がった環境行政となっていましたが、こうなってくると住民に対するアプローチというのが大事ではないかと思います。北九州市で進めている「グリーン北九州プラン」だとか「洞海湾グリーンネットレス構想」というような対応になると、これにはいろいろな局が関係しています。北九州市政のこれから課題というのは「健やかな人づくり」と「さわやかな環境づくり」と、3番目が「豊かな産業のまちづくり」となっているわけです。この辺が北九州市の特異性だと思います。ですから、そういった都市の成り立ちにも係る幅の広い環境行政に対応して職員もレベルアップをしていかなければならない。ともすると公害対策やってた職員は、大気汚染の本職だと水質汚濁の本職だというような話になりがちですが、それだけでは対応しきれなくなりますね。

古賀 私も只今のお話に全く同感です。それからもう一つは、これから環境行政には、必要なときに必要な環境情報が速かに把握されなければなりませんから、調査データの解析能力を養うことでしょう。これには、主な自治体ではすでに、環境公害に関するデータが相当蓄積されてれていると思いますから、今までのデータを全部整理して環境情報管理システムを構築するといった努力をしたらどうでしょうか。多少経費はかかりますが、適切な環境行政の推進と調和のとれた地域開発に大いに役立つと思いますがね。

白石(直) まさに教育の内容と方向もだんだ

ん変わってきつつあるということですね。私どもの協会では3、4年前に、丁度古賀さんもいらっしゃいましたが、やはりこういった座談会で、価値観、アメニティについての話題が随分出ましたが、そういった情勢に今まさにになってきているようです。現在、某市のアメニティについて委託をいただいてやっている最中ですけど、そういうことで我々の方もこれからの環境という問題、教育という課題に目を向けて努力しているところです。環境の創造というような問題について古賀さん、ひとつ。

古賀 最近、主な自治体では、地域環境管理計画や水質管理計画あるいは、今お話しのあったアメニティ・タウン整備計画といった行政計画を立てて、他の行政計画と整合をはかりつつ総合的に推進していくという機運が高まっていますね。“より良い環境の創造”を目指す手段として大変結構なことですが、これに対応する環境観は、従来の自然科学的要素からのみでなく、社会学的要素を含めた幅広い環境観ですから、ここら辺りの認識を深める必要がありましょう。また、環境改善は、行政施策のみで解決され得るものではなく、住民の方々の積極的な参加が必要であることの認識、例えば、空き缶のポイ捨てや側溝の清掃といった日常生活と身近な環境への気配りも重要なことで、要は環境教育になりますが、この点も強調しておきたいことです。

白石(直) どうもありがとうございました。最後にひと言、ご三方には今日までずっと我々協会の成長に対していろいろと暖かいご指導を賜ってきたわけですが、ここでなにか注文の言葉を白石先生からお願いしま

す。

白石 ちょっとおこがましいのですが、前身の水質研究会の時からずっとお話を伺っていましたが、ここまでよくやってこられたと思います。今後の行政というのは、どなたか言われたように公害というのが病気なら環境というのは健康問題だということで非常に範囲が広くなっています。そういった意味で力をつけた民間機関が今後もしっかりやってほしいというのが私の気持です。そして従来のような、ただ何が何ppmと、基準に合っているとか合っていないとかいうことだけではなしに、少し総合的にですね。それと環境行政の行く先を見極めながら対応を考え、幅広くいろんなことも研究して、行政を民間の方からバックアップしてほしい。そういう意味でしっかりとやって下さい。

白石(直) 過去を知るということは将来を求める大切な手段であります、本日は、大変よいお話をいただきましてありがとうございました。これで座談会を終わりたいと思います。